

法律

地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十年六月十八日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第六十九号

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第百条第十一項の次に次の一項を加える。
議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。
第二百二条の五第五項中、「第二百二条第一項」を、「第二百二条の第二項」に改める。

第二百二条第一項中、「議会の議員」を削り、同条第二項中の「議会の議員以外の者」を削り、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三項中、「者」を「職員」に改め、同条第五項中、「費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改め、同条第四項を削り、同条を第二百二条の二とし、第八章中同条の前に次の一条を加える。
第二百二条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。
普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四條の二中、「甚く」を「甚つく」に、「甚かず」を「甚つかず」に、「第二百三條第一項」を「その議会の議員、第二百三條の第二項」に改める。
第二百六條第一項中、「第二百四條」を「から第二百四條まで」に改める。

第三百四條第十項中、「第二百三條第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三條の二及び」に、「第二百三條第二項及び第五項」を「第二百三條の二第二項及び第四項」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
(地方公務員等共済組合法の一部改正等)
第百五十八條の二中、「報酬額」を「議員報酬額(地方自治法第二百二條に規定する議員報酬の額をいう)」に改める。

第百六十四條の二第二項中、「報酬」を「議員報酬(以下、議員報酬という)」に改め、期末手当」の下に「並びに同法第二百三條の二に規定する報酬及び費用弁償」を加える。
第百六十六條第二項中、「地方議会議員の報酬(地方自治法第二百二條に規定する報酬をいう。以下同じ。)」を「地方議会議員の議員報酬に、その報酬を、その議員報酬に、議会の議員の報酬を、議会の議員の議員報酬に改め、同条第三項中、「第二百三條第四項」を、「第二百三條第三項」に改め、同条第六項及び第七項中、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第百七十條の二中、「報酬」を「議員報酬」に改める。
2 前項の規定による地方公務員等共済組合法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)
第三条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中、新法第百六十六條第二項を「地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六條第二項」に改める。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)の一部を次のように改正する。
附則第百二十四條第一項中、「新共済法第百六十六條第二項」を「地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二条による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十六條第二項」に改める。

(市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正)
第五条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第六項中、「第二百三條第一項」を「第二百三條の二第一項」に改め、同条第七項中、「第二百三條第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三條の二及び」に、「同法第二百三條第一項」を「同法第二百三條の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五十四條第一項中、「第二百三條第二項及び第五項」を「第二百三條の二第二項及び第四項」に改める。
(旧市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第六条 旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第六項及び第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法の一部を次のように改正する。

第五條の十八第六項中、「第二百三條第一項」を「第二百三條の二第一項」に改め、同条第七項中、「第二百三條第一項から第三項まで及び第五項並びに」を「第二百三條の二及び」に、「同法第二百三條第一項」を「同法第二百三條の二第一項」に、「第五項中」を「第四項中」に改める。

第五條の三十六第一項中、「第二百三條第二項及び第五項」を「第二百三條の二第二項及び第四項」に改める。
総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣 福田 康夫

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年六月十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第七十号
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成十五年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号中、「子」を「未成年の子」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の日前にされたこの法律による改正前の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する性同一性障害者の性別の取扱いの特例の取扱いの変更の審判の請求に係る事件については、なお従前の例による。

(検討)
3 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
法務大臣 鳩山 邦夫
内閣総理大臣 福田 康夫

少年法の一部を改正する法律をここに公布する。
御名 御璽
平成二十年六月十八日
内閣総理大臣 福田 康夫

法律第七十一号
少年法の一部を改正する法律
少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十六條」を「第三十九條」に改め、「第三章 成人の刑事事件(第三十七條―第三十九條)」を削り、「第四章」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に改める。

総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣 福田 康夫